

子ども・子育て支援新制度に向けた基準の策定について

「子ども・子育て支援新制度」では、施設及び事業の設備・運営に関する基準や保育の必要性の認定の基準について、国が定める基準を踏まえて、各市町村が条例等で定めることとされている。これらの基準について、次世代育成支援地域協議会への意見聴取及びパブリックコメントを実施し、検討を行った。

本区においては、項番 1 (1) から (3) までは条例として、(4) は規則として整備し、公布した。施行日は、それぞれの関係する法律の施行の日となる。

1 基準の内容

(1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準案

本基準案は、児童福祉法に基づき区が「家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）」を認可するためのものである。

条例で定める設備及び運営に関する基準（認可基準）は、国の基準のとおりとし、表の事項についてのみ区が定める基準とする。

区が定める基準

保育所型 事業所内保育事業所（利用定員 20 人以上）

項 目		国基準	本区基準案	理 由
設備・面積	保育室等	*参酌すべき基準 0・1歳児 乳児室 1人 <u>1.65 m²以上</u> ほふく室 1人 3.3 m ² 以上	0・1歳児 乳児室 1人 <u>3.3 m²以上</u> ほふく室 1人 3.3 m ² 以上	現行の都の保育所基準に合わせるため。

当初案のとおり

公布条例：東京都台東区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年 10 月台東区条例第 21 号） 平成 26 年 10 月 24 日公布

(2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案

本基準案は、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、認可保育園）及び地域型保育事業（家庭的保育事業等）について、区が、給付による財政支援の対象として適切であるかを『確認』するためのものである。

条例で定める『確認』のための基準は、全て国の基準のとおりとする。

当初案のとおり

公布条例：東京都台東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年 10 月台東区条例第 22 号） 平成 26 年 10 月 24 日公布

(3) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案

本基準案は、児童福祉法に基づき、放課後児童健全育成事業（区においては「こどもクラブ」）について、その質を確保する観点から設けられるものである。

条例で定める設備及び運営に関する基準は、国の基準のとおりとし、表の事項についてのみ区が定める基準とする。

区が定める基準

項目	国基準	本区基準案	理由
開所時間	<p>*参酌すべき基準</p> <p>小学校の授業の休業日 <u>1日につき8時間以上を原則</u></p> <p>小学校の授業の休業日 以外の日 <u>1日につき3時間以上を原則</u></p>	<p>小学校の授業の休業日 <u>午前8時から午後7時までの時間を原則</u></p> <p>小学校の授業の休業日 以外の日 <u>小学校の授業終了の時刻から午後7時までの時間を原則</u></p>	<p>現在区内で実施しているこどもクラブの開所時間と同水準以上とするため。</p>

当初案のとおり

公布条例：東京都台東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例
（平成 26 年 10 月台東区条例第 23 号） 平成 26 年 10 月 24 日公布

(4) 保育の必要性の認定に関する基準案

新制度では、保護者からの申請を受けた区が、客観的基準に基づいて、保育の必要性を認定したうえで、給付（施設型給付・地域型保育給付）を支給する。その認定に関する基準は、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）に規定されるが、このうち、各市町村が定めるべき事項について、次のように定める。

項目	国規則	本区基準案
就労事由	<p>1月において、<u>48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。</u></p>	<p>1月において、<u>48時間*</u>以上労働することを常態とすること。 *48時間モデル：1日4時間勤務×月12日</p>

当初案から変更 52時間 48時間

1日4時間勤務を月13日以上から月12日以上とし、1月の下限時間を48時間とする。

公布規則：東京都台東区子ども・子育て支援法施行細則（平成 26 年 11 月台東区規則第 60 号） 平成 26 年 11 月 5 日公布